

大阪市告示第572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を決定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月17日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	敷地の幅員	敷地の延長
此花区 第2024-01号線	此花区伝法2丁目 60番の175地先から 同区同 2番の2地まで (別紙参考図参照)	m 4.57～ 10.90	m 371.53

(建設局総務部管財課)